

知 知 知 知

伊勢崎市告示第 162 号

町の区域の変更及び字の区域の廃止について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、本市内の町の区域を別紙のとおり変更し、同区域内の字を廃止したので同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

なお、この町の区域の変更及び同区域内の字の廃止の効力は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項に規定による換地処分公告があった日の翌日から生ずるものとする。

平成 26 年 10 月 10 日

伊勢崎市長 五十嵐 清 隆

変 更 調 書

町	字	地 番
安堀町	本郷上	134の1、134の2、134の5から134の10まで、135の1、135の3から135の6まで、136の1、137の1、138の1から138の8まで、140の1、140の2、141の1、141の2、142の1から142の3まで、143の1、143の2、144、145、146の1から146の4まで、147の1、147の2、148、151の1から151の4まで、甲152、152の2から152の4まで、153の1から153の3まで、154の1から154の4まで、155の1から155の4まで、155の6、155の12から155の17まで、156の1から156の6まで、157の2、157の3、158の1から158の5まで、159、160、161の1から161の7まで、162の1から162の3まで、163の1の一部、163の2から163の8まで、164の1、164の2、165から167まで、168の1、168の2、169の1から169の3まで、170、171、172の1、172の3から172の6まで、173、174の1から174の3まで、175、176の1、176の2、177、185の1、185の2、186、187の1、188、190、193の1、194、195の1から195の4まで、196の1、196の3の一部、196の4、196の5の一部、197の1の一部、197の2の一部、198の1の一部、198の2の一部、202の2の一部、202の5の一部、202の8の一部、203の1、203の3から203の8まで、203の9の一部、203の10から203の14まで
	本郷下	55の1の一部、55の4から55の6まで、56の1、56の2、57の1から57の7まで、58の1から58の4まで、59の1の一部、59の2の一部、59の3の一部、59の4、60の1から60の7まで、61の1から61の7まで、62の1から62の4まで、63の1から63の7まで、64の1、64の2、65の一部、66の1、66の2、67から70まで、71の1、71の2、72の1から72の5まで、甲73、73の2、73の3、74、75の1、75の2、76、77の1から77の3まで、78の1、78の2、79の1から79の7まで、80の1から80の5まで、81の1から81の4まで、82、83の1、83の3から83の5まで、84の1、84の3から84の5まで、85の1から85の12まで、86の1から86の5まで、86の7、87の1から87の3まで、87の5から87の32まで、89の2、90の1、90の2、91、92の2から92の7まで、甲93の1、甲93の2、乙93、94の1、94の2、95の1から95の4まで、甲96、乙96、97の1から97の5まで、98、99、甲100の1、甲100の2、乙100、101、102、103の1、103の2、104の1から104の4まで、105から107まで、108の1から108の4まで、109の1から109の4まで、110の1から110の3まで、111の1から111の5まで、112の1から112の4まで、113の1から113の8まで、114の1から114の4まで、115の1から115の7まで、116の1から116の11まで、117の2から117の8まで、118の1から118の9まで、119から121まで、122の1、122の3、122の5から122の9まで、123の1、123の3、123の5から123の10まで
	八反田	252の1から252の3まで、253の2、253の3
	塚越	331の1、331の2、332の1、332の2、333の1から333の4まで、334、335の1から335の6まで、336、337の1、337の2、338の1、338の2、339、340の1、340の2、甲341、乙341、342、343、344の1、344の2、345の1から345の4まで、346の1、346の2、347の1から347の3まで、348の1、348の2、349の1、349の2、350の1から350の5まで、351の1から351の4まで、352の1から352の4まで、甲353の1、353の2から353の5まで、355の1から355の3まで、356の1から356の4まで、357、358の1から358の5まで、359の1から359の9まで、360の1、360の2、361の1、361の2、362の1から362の5まで、363の1から363の7まで、364、365の1から365の5まで、366から368まで、369の1、369の2の一部、369の3の一部、369の4から369の6まで、370の1から370の4まで、371の1から371の3まで、372の1から372の7まで、373の1から373の3まで、374の1から374の5まで、375の1から375の4まで、376の1から376の5まで、377、378の1から378の3まで、379の1から379の3まで、380の1の一部、380の2、381の1の一部、381の2、381の3の一部、381の4、382の1の一部、382の2の一部、383の1の一部、383の2の一部、383の3、384の一部、385、386の一部、387の1、387の2、388、389の1、389の2、390の1、390の2の一部、390の3、391の1から391の6まで、392から394まで、395の1から395の4まで、396の1から396の5まで、397、398の1、398の2、399の1から399の4まで、400の1、400の2、401の1、401の2、402の1、402の2、403の1、403の2、404の1から404の5まで、405から407まで、408の1から408の3まで、409の1から409の6まで、410の1から410の4まで、411の1、411の2、412、413の1、413の2、414の1、414の2、415、416の1、416の2、乙416、417、418の1から418の8まで、419から421まで、422の1から422の4まで、423の1、423の3、423の7、甲424の1
	源六山	甲428の2、429の1、429の2、甲430の1、431の1、431の3、431の4、甲432、乙432の1、甲433の2

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路等である市有地の一部及び国有地の一部を含む。）内の字を廃止する。

変 更 調 書

町	字	地 番
太田町	壺町田	985の1の一部、985の5の一部、985の7、985の8の一部、985の9の一部、985の10の一部、987の1から987の3まで、988
	南赤坂	862の1の一部、862の2の一部、863の3、887の3の一部、888の一部
	本郷	835の1の一部、835の2の一部、835の3の一部、835の4の一部、836の1の一部、837の一部、838の1、839の1
	宮下	582の2の一部、595の1の一部、596の2の一部、597の1の一部、598の1の一部、598の2の一部、598の3の一部、598の4
	薬師	580の6の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路等である市有地の一部及び国有地の一部を含む。）を安堀町に変更し、同区域内の字を廃止する。

町	字	地 番
安堀町	-	1
	本郷上	163の1の一部、196の2、196の3の一部、196の5の一部、197の1の一部、197の2の一部、198の1の一部、198の2の一部、199の2、199の4、202の2の一部、202の5の一部、202の8の一部、203の9の一部
	本郷下	55の1の一部、59の1の一部、59の2の一部、59の3の一部、65の一部
	塚越	369の2の一部、369の3の一部、380の1の一部、381の1の一部、381の3の一部、382の1の一部、382の2の一部、383の1の一部、383の2の一部、384の一部、386の一部、390の2の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路等である市有地の一部及び国有地の一部を含む。）を太田町に変更し、同区域内の字を廃止する。

町	字	地 番
太田町	壺町田	968の2、969の1、970の2、974の1、975の1、975の5、975の6、976の1、978の1、978の4、979の1、982の1、982の4から982の6まで、984の1、984の4から984の9まで、985の1の一部、985の2から985の4まで、985の5の一部、985の6、985の8の一部、985の9の一部、985の10の一部
	南赤坂	862の1の一部、862の2の一部、863の1、863の2、877の2、887の3の一部、887の4、887の5、888の一部、890の2、890の3、890の7
	本郷	749の3、751の2、751の3、751の5、752、753の1、753の3、754の1、754の3、754の4、755の2、756の2、756の3、787の5から787の7まで、788、789の2、790の5、790の6、791の3から791の8まで、792、793の4から793の6まで、831の4、833、834、835の1の一部、835の2の一部、835の3の一部、835の4の一部、836の1の一部、836の2、837の一部、838の2、839の2、840の2
	宮下	581、582の1、582の2の一部、582の3、583の1、583の3、583の5、甲584の1、586の3、586の12、587の2、587の5、587の8、587の9、甲588、589、590の1から590の5まで、591の1から591の4まで、592、593、594の1から594の3まで、595の1の一部、595の2、595の3、596の1、596の2の一部、596の3、597の1の一部、597の2、598の1の一部、598の2の一部、598の3の一部、599、600の1から600の3まで、607の1から607の3まで、甲608、乙608、609の1から609の3まで、610、甲611、611の2、612の1から612の4まで、613の1から613の15まで、甲615の1、615の2、615の4、615の6から615の9まで、甲616、乙616、617の1、617の2、617の4、617の5、617の8、617の14、甲618の2、618の4、甲621の2、653の3、653の6
	薬師	580の1、580の3、580の4、580の6の一部、580の7

上記区域及び太田町字本郷組（同区域に隣接介在する道路、水路等である市有地及び国有地の一部を含む。）内の字を廃止する。

町	字	地 番
波志江町	-	1893
	伊勢島道下	1791の9、1791の10

上記区域（同区域に隣接する水路である国有地の一部を含む。）を太田町に変更し、同区域内の字を廃止する。

（平成26年6月11日調査）

変 更 理 由 書

土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）に基づく伊勢崎都市計画事業三郷第三土地区画整理事業の施行に伴い、地区内の区画、形状を改めた結果、町区域を変更する必要があるため。

事 業 の 概 要

- 1 事業名 伊勢崎都市計画事業三郷第三土地区画整理事業
- 2 事業主体 伊勢崎市三郷第三土地区画整理組合
- 3 事業年度 平成 3 年度～平成 2 8 年度
- 4 事業面積 4 1 . 9 h a